



質問順 2番



AM 10:33¹⁰
令和3年8月20日

若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町議会議員 (1 番)

梶原 明



一般質問の通告について

次の事項について、会議規則第61条第2項の規定により質問の通告をいたします。

記

質問事項	質問要旨 (具体的に)	質問の相手
1 移住定住促進事業について	(1) 令和3年4月16日の総務産業教育民生常任委員会で、平成26年度から令和2年度までの移住定住相談窓口利用者数の報告がありました。報告と同年度に移住定住相談窓口を利用した移住者の年度別世帯数と人数、そのうち今現在、在住されている移住者の世帯数と人数の総数をお伺いします。	町長
	(2) 移住定住促進事業が始まり8年経過していますが、事業は当初の想定どおり進んでいるとお考えなのかお伺いします。	町長
	(3) 空き屋改修の補助金等交付事業を設けて取り組まれています。補助金交付の始まった平成24年度から令和2年度までに交付した総額と件数をお伺いします。	町長
	(4) 申請手続きや交付決定にいたる審査は、適正に行われているのか所見をお伺いします。	町長
2 若桜町創業支援補助金について	(1) 平成29年以降、町内に登記上の本店住所を置く株式会社、NPO法人、合同会社など多数の会社が設立されています。複数の会社に関わって創業支援補助金を活用されて事業されている方もあると思われそうですが、そのような状況を把握されているのかお伺いします。	町長

質 問 事 項	質 問 要 旨 （具体的に）	質 問 の 相 手
2 若桜町創業支援補助金について	<p>（2）若桜町創業支援補助金要綱は、対象者要件が当初「創業等をした時から1年以上経営継続の見込みのある者」であった文言が、令和2年4月には「創業の日以降、当該事業を3年以上継続して実施する見込みのある者」に改正され、さらに令和2年10月に「創業の日以降、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのある者」と改正されています。若桜町創業支援補助金を受けた事業所等の現在の営業実態などを把握されているのかお伺いします。</p>	町 長
	<p>（3）これら改正以前にこの補助金を受けられた方について、さかのぼって「創業の日以降、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのある者」と改正する考えはないのかお尋ねします。</p>	町 長
3 移住定住・交流センターの運営について	<p>移住定住・交流センター管理運営事業として、毎年850万円程度支出されています。令和3年度当初予算の審査の時に、議会からも「コロナ禍の利用者の減少を踏まえ、今後の移住定住・交流センターの運営についてセンターの場所や人員削減を含めて検討しては」という意見が出されました。その際、「検討する」と町長は答弁されていますが、その後、検討はされたのかお伺いします。</p>	町 長
4 会計年度任用職員（パートタイム）の兼業について	<p>（1）令和2年度の地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員制度が施行されました。兼業については、地方公務員法等の改正以前から認められていましたが、若桜町の任用条件通知書にも「会計年度任用職員は、パートタイムであれば兼業ができる」という記載があり、さらに「兼業を開始した、又は、兼業をしている場合には、速やかに所属課長等に届け出る」と記載されています。令和2年度の法改正後に「兼業の届け出」が提出された方があるのかお伺いします。</p>	町 長
	<p>（2）兼業の届け出をされている職員に対し、職務上知り得た情報等に係る守秘義務などについてどのような指導をされているのかお伺いします。</p>	町 長